《トピックス》 平成27年5月28日 労働基準部監督課 需給調整事業第二課

# 外国人技能実習生に関する労働条件確保等について

平成27年6月1日から「外国人労働者向け相談ダイヤル」を実施します。

ナビダイヤルを用いて、相談者が希望する言語の代表電話番号(言語ごとに1つの番号)にかけると、あらかじめ曜日毎に設定された当該言語に対応できる相談コーナーに自動的に転送されます。 (7ページをご覧下さい。)

大阪労働局では、ルールに則った外国人の雇用や就職促進について周知・啓発活動を実施しています。

外国人労働者のうち、特に技能実習生に関する労働条件確保のための監督指導等の状況をとりまとめました。

• 監督指導状況

平成 26 年は 134 件を監督、違反は 102 件(違反率 76.1%) 内容は健康診断の未実施など安全衛生関係違反や労働時間、割増賃金支払に 関する違反 (3ページをご覧下さい。)

• 送検状況

過去5年間で4件の送検

フォークリフトによるはさまれ災害1件、機械の点検における墜落防止措置義務違反1件、賃金不払1件、トラクター・ショベルの無資格運転1件

(6ページをご覧下さい。)

• 申告状況

平成26年における申告は6件

内容は定期賃金、割増賃金の支払い等賃金の支払に関するものや解雇に関する もの (5ページをご覧下さい。)

・ 死亡災害の発生状況

過去5年間で、平成24年に機械にはさまれ1名が死亡

(6ページをご覧下さい。)

監理団体への指導

平成26年度は5団体を指導

違反等は3団体(違反率60%)、内容は帳簿の記載不備、技能実習生に対する労働条件の明示違反等 (6ページをご覧下さい。)

- 技能実習制度は、開発途上国等における経済発展、産業振興の担い手となる人材 の育成を行うため、諸外国の労働者を受け入れて雇用関係の下で技能、技術等を修 得させ、より実践的かつ実務的に習熟させる機会を提供し、効果的な技能移転を図 る制度です。
- 技能実習生の受け入れ団体(監理団体)や受け入れ企業(実習実施機関)の一部には技能実習制度本来の目的が十分に理解されず、実質的に低賃金労働者として取り扱っている等の問題が指摘されることがあり、法定労働条件確保上の問題が認められる事案も多い状況にあります。
- 大阪労働局では、実習実施機関に対する法令の周知を徹底するほか、積極的に監督指導を実施し、悪質な労働基準関係法令違反事業場については送検するなど厳正に対応することとしています。
- 「出入国管理及び難民認定法」が改正され、平成22年7月1日から、新しい技能 実習制度となっており、この改正により、監理団体が実習実施機関にあっせんする 行為が職業安定法に基づく「職業紹介事業」に該当することとなり、平成23年度か らは、大阪労働局需給調整事業部が、監理団体に対する指導を実施しています。

## 1 大阪における外国人技能実習生受入れ状況

2014 年度版 JITCO (公益財団法人国際研修協力機構) 白書によれば、外国人技能 実習生数は、次のとおりです。

表 1 外国人技能実習生数 注

(人)

		外国人技能実習生数						
			衣服·繊維製品 製造作業者			その他		
H23	全国	49,130	10,137	4,840	7,462	26,691		
п23	大阪	1,279	258	260	195	566		
H24	全国	44,897	9,719	3,817	7,570	23,791		
П24	大阪	1,109	234	216	187	472		
HOE	全国	41,079	8,467	3,593	6,348	22,671		
H25	大阪	1,170	226	219	167	558		

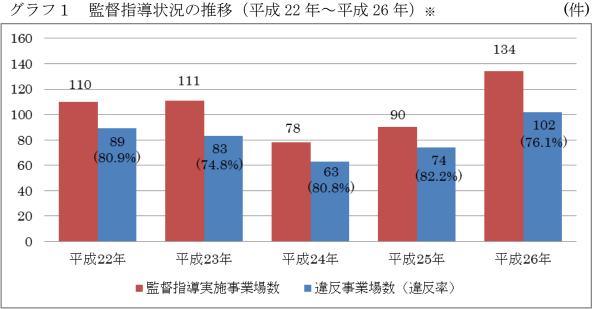
資料出所:外国人技能実習・研修事業実施状況報告(JITCO 白書)

注:合計(在留資格「研修」、「技能実習1号イ」、「技能実習1号口」)

平成 25 年の大阪府における外国人技能実習生数を国別にみると、中国が 846 人と 圧倒的に多数を占めており、次いで、ベトナム 224 人、タイ人 54 人、インドネシア 25 人、フィリピン 11 人となっています。

# 2 監督指導状況

(1) 過去5年間に、大阪労働局内の労働基準監督署が実習実施機関に対し監督指導 を実施した事業場数及び違反事業場数は次のとおりです。



グラフ1 監督指導状況の推移(平成22年~平成26年)※

※ 申告に基づく監督指導を含む。

(2) 平成26年における主な違反内容は次のとおりで、健康診断など安全衛生関係の 違反や労働時間に関する違反が多く見られました。

表 2 技能実習生受け入れ事業場に対する監督指導における主な違反内容 (件)

主な違反内容	違反事業場数	(違反率)
労働条件の明示(労働基準法第 15 条)	19	14.2(%)
賃金の支払(労働基準法第 24 条)	13	9.7(%)
労働時間(労働基準法第 32 条)	45	33.6(%)
時間外、休日及び深夜の割増賃金支払(労働基準法第37条)	31	23.1(%)
安全衛生基準(労働安全衛生法第 20~25 条)	44	32.8(%)
健康診断(労働安全衛生法第66条)	63	47.0(%)
最低賃金(最低賃金法第4条)	6	4.5(%)

※ 申告に基づく監督指導を含む。

(3) 監督指導事例には次のようなものがあります。

# 事例1 入国管理局からの通報を端緒とする事案

(金属製品製造業、技能実習生6名が製造作業に従事)

入国管理局からの長時間労働に係る通報を端緒として監督指導を実施したところ、時間外・休日労働協定の限度時間を超えて、月 100 時間を超える時間外労働を行わせていた事実を確認したため、是正勧告し是正させたもの。

# 事例2 最低賃金額未満の賃金を支払っていた事案

(卸売業、技能実習生3名がスクラップ選別作業に従事)

最低賃金額未満の賃金であるとの入局管理局からの通報を端緒として監督指導を実施したところ、入社以降2年間賃金額が変更されず、1年10か月にわたり最低賃金額未満の賃金額であった事実を確認したため、是正勧告し遡及是正させたもの。

# 事例3 長時間労働を行っていた事案

(食料品製造業、技能実習生4名が食品加工作業等に従事)

定期監督を実施したところ、月 100 時間を超える長時間労働に従事させている事実を確認したほか、時間外労働手当について割増部分を支払っていない事実を確認したため、是正勧告し是正させたもの。

#### 事例4 入国管理局と合同監督・調査を実施した事案

(建築工事業、技能実習生3名がに従事)

使用者による人権侵害が疑われる技能実習生の相談に係る情報が国際研修協力機構(JITCO)から提供されたことを受け、入国管理局と合同監督・調査を実施し、休業手当不払い等について是正勧告し是正させたもの。

# 3 申告状況

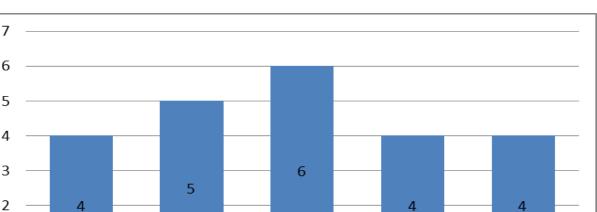
1

平成22年

(1) 過去5年間に、大阪労働局内の労働基準監督署に対して外国人技能実習生から 労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告に基づく監督の実施状況は次のとおりです。

(件)

平成26年



平成24年

■監督実施件数

平成25年

グラフ2 技能実習生の申告※に基づく監督実施状況

- ※ 「申告」とは、事業場に労働基準関係法令に違反する事実がある場合において、労働者が労働基準監督署に法 令違反の事実を通告することをいう。
  - (2) 申告処理事例には次のようなものがあります。

平成23年

#### 事例1 賃金不払残業等に関する申告

# (製本業)

時間外労働、休日労働に対する割増賃金が不足していたもので、監督 指導の結果、不足分について支払わせることにより是正させ、解決に至 ったもの。

## 事例2 解雇に関する申告

# (食料品製造業)

解雇予告手当の支払いなく即時解雇されたとして申告があった事案 について、監督指導した結果、事業場側は後日即時解雇したとして、解 雇予告手当及び解雇日までの賃金の支払いを行ったもの。

## 4 送検状況

過去5年間における送検件数は4件です。

① 平成 23 年

フォークリフトのフォークに乗せ、高所で荷卸し補助作業を行わせた結果、 荷崩れした荷に巻き込まれ、荷にはさまれ重傷を負った事案について、フォ ークリフトを本来使用する目的以外の用途に使用したとして労働安全衛生 法違反で送検したもの。

② 平成24年

高さ2メートル以上の箇所にある点検台上でフリクションプレスの点検 作業を行わせるに際し、墜落防止措置を講じないで作業を行わせたとして労 働安全衛生法違反で送検したもの。

③ 平成25年

繊維製品製造業で勤務していた技能実習生4人に対して2箇月分の賃金 が全額支払われなかった事案について、最低賃金法違反で送検したもの。

④ 平成 26 年

産業廃棄物処理業の事業場において、労働者がトラクター・ショベルに 轢かれて死亡した事案について、運転資格を有しない技能実習生にトラク ター・ショベルを運転させたとして労働安全衛生法違反で送検したもの。

#### 5 死亡災害の発生状況

平成22年以降に発生した死亡災害は次のとおりです。

平成 24 年

(金属製品製造業、鍛造プレスによるはさまれ、1名死亡 ベトナム) 鍛造プレスの点検中、フライホイール可動部に体の一部をはさまれ死亡したもの。

## 6 職業安定法に基づく監理団体への指導

「出入国管理及び難民認定法」の改正に伴い、監理団体が技能実習生を実習実施機関にあっせんする行為が職業安定法に基づく「職業紹介事業」に該当することとなったことから、平成23年度から大阪労働局需給調整事業部が監理団体に対して指導を実施しています。

平成26年度においては、5団体に対し指導を行い、そのうち3団体において違反等が認められました。

違反等の内容は、帳簿の記載不備(3件)、技能実習生に対する労働条件の明示 の不備(2件)であり、是正指導を行っています。

## 7 外国人労働者向け相談ダイヤルの実施

増加を続ける技能実習生を含む外国人労働者からの相談に的確に対応するため、外国人労働者相談コーナーが設置されている都道府県労働局の同相談コーナーを活用し、5か国語(中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、英語)に対応する「外国人労働者向け相談ダイヤル」を整備し、ナビダイヤルにより、相談者が希望する言語の下記代表電話番号にかけると、あらかじめ曜日毎に設定された当該言語に対応できる相談コーナーに自動的に転送されます。開設時間は各言語とも午前10時から午後3時です。

英語(毎週月~金曜日) 0570-001701 中国語(毎週月~金曜日) 0570-001702 ポルトガル語(毎週月~金曜日) 0570-001703 スペイン語(毎週火、木、金曜日) 0570-001704 タガログ語(毎週火、水曜日) 0570-001705

グラフ3 大阪労働局外国人労働者相談コーナーにおける相談件数 (件)

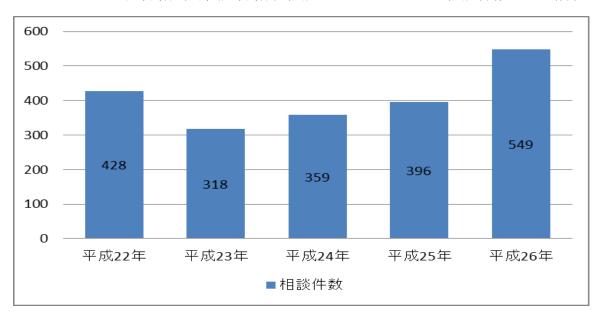


表3 大阪労働局外国人相談コーナーにおける相談状況(平成26年) (件)

				相談	内 容			
相談件数	解雇その他 契約一般	賃金	労働時間	安全衛生	技能実習制度	入管法	労災請求	その他
549	147	199	45	1	92	9	31	113